

## 多摩市公共交通事業者燃料費高騰等に対する支援金

多摩市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び燃料価格の高騰により事業活動に影響を受けている公共交通事業者の皆さんに対し、その影響を緩和し、事業活動の継続の支援及び地域における公共交通の維持を図り、もって市民の移動手段及び利便の確保に寄与することを目的に『多摩市公共交通事業者燃料費高騰等に対する支援金』を交付します。

### 1 支援金の交付対象者

乗合バス事業者	道路運送法第4条第1項の許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業であって、多摩市内を起点又は終点とする路線定期運行により行う事業（高速バス及び地方公共団体等の委託等を受けて行うものを除く。）を営業者
タクシー事業者	道路運送法第4条第1項の許可を受けて、同法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業であって、多摩市内に営業所を置き、当該営業所を拠点として行う事業（ハイヤー及び福祉輸送限定事業は除く。）を営業者

上記表にある事業者の方で以下の要件を全て満たす方が支援金の交付対象者となります。

- (1) 令和3年7月1日以前から支援金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）まで事業を営営し、かつ、申請日後において当該事業を継続する見込みであること。
- (2) 令和4年4月1日から同年9月30日までの間の月を単位とするいずれかの3か月の期間において、事業用自動車に主に使用する燃料等（燃料等のうち、使用する事業用自動車の数又は1か月当たりの購入費の額が最も多いものをいう。以下同じ。）の1か月当たりの平均購入単価又は購入費の額が、前年の同一月と比して10パーセント以上増加したこと。（ただし、令和3年4月2日から同年6月30日までに事業を開始した事業者の方は、事業開始月の翌月分からを対象とします。）
- (3) 法人にあっては多摩市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないことまたはその代表者、役員若しくは使用人その他の従業員が同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと、個人にあっては同号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、支援金の交付の目的に照らして交付することが適当でないと多摩市長（以下「市長」という。）が認める者でないこと。

### 2 支援金の交付額

下表に掲げる事業者の区分に応じ、同表各欄に定める額を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とします。（路線数及び事業用自動車数は、申請日において令和4年4月1日以前から運行あるいは配置しているものが対象となります。）

乗合バス事業者	市内に起点あるいは終点がある路線数 × 1/2 × 10万円
タクシー事業者	≪法人≫ 営業所に配置される事業用自動車数 × 1/2 × 3.5万円 （ハイヤー及び福祉輸送限定事業のみに利用される車両は対象外） ≪個人≫ 3.5万円

※支援金の交付は1事業者につき1回限りとなります。

※多摩市から他の同種の補助金を受ける場合は、当該補助金の交付額を減じた額となります。

※路線数または事業用自動車数に1/2を乗じた額に小数点以下の端数が生じる場合は切り上げます。

### 3 申請期間

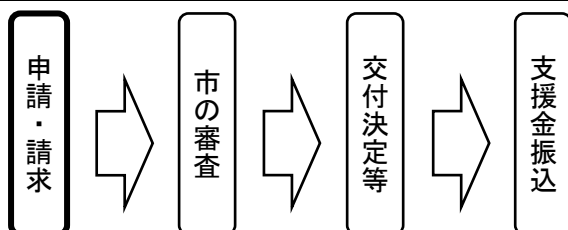
令和5年2月17日（金）まで

申請に必要な書類（「4 申請に必要な書類」を参照）をまとめて、7の申請先までご提出ください。郵送でも申請を受け付けますが、申請期限必着となります。（郵送する際はご一報ください）

#### 4 申請に必要な書類

No.	書類名称 「○」は必須／「△」は必要に応じて	乗合バス		タクシー	
		法人	個人	法人	個人
(1)	交付申請書（第1号様式）	○	○	○	○
(2)	誓約書兼同意書（第2号様式）	○	○	○	○
(3)	交付請求書（第3号様式）	○	○	○	○
(4)	道路運送法第4条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し（免許状又は許可書など）	○	○	○	○
(5)	①令和4年4月1日から同年9月30日までの間の月を単位とするいずれかの3か月の期間において使用する燃料等の種別ごとの事業用自動車の数又は1か月当たりの購入費 ②当該3か月の期間において主に使用する燃料等の1か月当たりの平均購入単価又は購入費の額が前年の同一月と比して10パーセント以上増加したことを確認できる書類	○	○	○	○
(6)	対象路線（市内に起点あるいは終点がある路線数）の数が確認できる書類	○	△	△	△
(7)	営業所に配置している事業用自動車の数が確認できる書類	△	△	△	△
(8)	自動車検査証の写し（法人のタクシー事業者の方は(7)で確認できた事業用自動車の数に1/2を乗じて得た額に相当する自動車検査証の写し）	△	△	△	△
(9)	支援金の交付を受けようとする年度において燃料価格等の高騰に対する支援として多摩市が実施する他の給付金等の支給を受け、または受けようとする場合は、当該給付金等の内容及び金額を記載した書類	△	△	△	△
(10)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	△	△	△	△

#### 5 申請から支援金交付までの流れ



※必要に応じて、**書類の追加提出や状況確認等**をお願いする場合がありますので、ご協力お願い致します。

#### 6 注意事項

- (1) 申請書類の内容等から支援金を交付することが不相当であると市長が認める場合は、支援金をお支払いしない場合もあります。
- (2) 事業者の方が、交付対象者に該当しないことが明らかになったとき、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき又はこの要綱の規定に違反したとき等は、市長は交付決定を取消し、交付した支援金を返還していただきます。

#### 7 申請先（問い合わせ先）

多摩市役所都市整備部道路交通課交通係

電話 042-338-6826（直通）

住所 〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 東庁舎2階

受付時間 平日8時30分から17時00分（12時00分から13時00分及び土日祝・年末年始を除く）※申請のためにご来庁頂く際は、事前にご連絡いただくと助かります。

多摩市公式HP：<https://www.city.tama.lg.jp/0000016091.html>

(トップ画面→暮らし・手続き・生活環境→道路・交通→公共交通機関)